

Tokyo働き方改革宣言



東京都知事 小池百合子 書

充分な心身の休養とワークライフバランスの充実による生産性向上を通じた賃金・賞与の上昇を目指し、全社的に働き方改革へ取り組みます。

令和2年4月16日
有限会社伊藤総業

目標

働き方の改善

法定時間外労働を1か月平均30時間以下になることを目指します。

休み方の改善

年次有給休暇の取得による心身の休養とワークライフバランスの充実が生産性向上や賃金・賞与の上昇に資するとの意識改革を行い、同休暇の取得要件を満たす全従業員が年に6日以上は取得することを目指します。

取組内容

働き方の改善

試験的にノー残業デー又はノー残業ウィークを設け、若しくは所定外労働の事前申告・承認制度を導入します。効率指標としての「時間当たり成果」を人事評価項目に加えます。また、業務の進め方の改革及び効率的な業務遂行方法の共有に向けたインセンティブを付与します。

休み方の改善

毎月の給与支給日に、その時点での年次有給休暇の取得済日数を各従業員に通知します。また、各偶数月には、上長が部下に対して同休暇の取得申請を促します。さらに、ワークライフバランス管理を通じた生産性の向上を人事評価項目に加えます。